

## ●規程改正の概要

要 旨	職員のワークライフバランス推進及び働きやすさ向上のため、「勤務時間、休日及び休暇等に関する規程」等の一部改正を行う。
内 容	<p>1 改正する規程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤務時間、休日及び休暇等に関する規程</li> <li>・ 非常勤嘱託職員等就業規則</li> <li>・ 臨時職員等就業規則</li> </ul> <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 夏季休暇期間の延長</p> <p>職員のワークライフバランス推進及び働きやすさ向上のため夏季休暇の取得可能期間を拡大する。</p> <p>6月～10月 → 5月～11月</p> <p>これに伴い、非常勤嘱託等就業規則及び臨時職員等就業規則においても同様に拡大する。</p> <p>(2) その他 規定の整備</p>
施行期日	平成31年4月1日から施行する。

勤務時間、休日及び休暇等に関する規程 新旧対照表（平成31年4月1日施行）

			1日
(特別休暇)		(特別休暇)	
第18条 略		第18条 略	
特別休暇の種類	事由	特別休暇の種類	事由
略		略	
16 夏季休暇	略	16 夏季休暇	略
		1の年の5月から11月までの間に おいて、連続する5日以内の期間 とする。ただし特に必要があると認 められる場合には、1日単位で分 割することができる	1の年の6月から10月までの間に おいて、連続する5日以内の期間 とする。ただし特に必要があると認 められる場合には、1日単位で分 割することができる
		略	
(子育て時間)		(子育て時間)	
第18条の2 略		第18条の2 略	
2 略		2 略	
3 子育て時間の単位は、30分とする。		3 子育て時間の単位は、30分とする。	
4 略		4 略	

(介護時間)	
第19条の2	略
2	略
3	<u>介護時間の単位は、30分とする。</u>
4	略

2 介護時間の単位は、30分とする。

## 非常勤嘱託等就業規則 新旧対照表

新行	1日
<p>別表3(有給休暇 第15条関係)</p> <p>略</p> <p>備考 夏季休暇(特別休暇)の取扱いについて</p> <p>1 夏季休暇は、<u>5月から11月</u>の間ににおいて、1週間の勤務日数が5日以上 の非常勤嘱託等に、年次有給休暇とは別に特別休暇として与える。</p> <p>2 <u>5月1日から11月31日</u>まで連続任用されない者については、任用される 月1月につき1日を<u>5日</u>を限度に与える。ただし、月の中途で任用又は退 職する者については、その月における夏季休暇は付与しない。</p> <p>また、前月に取得しなかつた休暇については、翌月以降に繰り越せるも のとする。ただし、当該任用されない期間を越えて繰り越すことはできない ものとする。</p> <p>3 <u>5月1日から11月31日</u>まで連続任用される者については、当該期間内で 5日を与える。</p>	<p>別表3(有給休暇 第15条関係)</p> <p>略</p> <p>備考 夏季休暇(特別休暇)の取扱いについて</p> <p>1 夏季休暇は、<u>6月から10月</u>の間ににおいて、1週間の勤務日数が5日以上 の非常勤嘱託等に、年次有給休暇とは別に特別休暇として与える。</p> <p>2 <u>6月1日から10月31日</u>まで連続任用されない者については、任用される 月1月につき1日を<u>_____</u>与える。ただし、月の中途で任用又は退 職する者については、その月における夏季休暇は付与しない。</p> <p>また、前月に取得しなかつた休暇については、翌月以降に繰り越せるも のとする。ただし、当該任用されない期間を越えて繰り越すことはできない ものとする。</p> <p>3 <u>6月1日から10月31日</u>まで連続任用される者については、当該期間内で 5日を与える。</p>

## 臨時職員等就業規則 新旧対照表

新	旧
<p>別表1(第15条関係) 略 備考 夏季休暇(特別休暇)の取扱いについて</p> <p>1 夏季休暇は、<u>5月から11月</u>の間ににおいて、1週間の勤務日数が5日以上の臨時職員等(短期間臨時職員を除く。)に年次休暇とは別に特別休暇として与える。</p> <p>2 <u>5月1日から11月31日</u>まで連続任用されない者については、任用される月1月につき1日を<u>5日を限度に</u>与える。ただし、月の中途で任用又は退職する者については、その月における夏季休暇は付与しない。 また、前月に取得しなかった休暇については、翌月以降に繰り越せるものとする。ただし、当該任用されない期間を越えて 繰り越すことはできないものとする。</p> <p>3 <u>5月1日から11月31日</u>まで連続任用される者については、当該期間内で<u>5日を与える</u>。</p>	<p>別表1(第15条関係) 略 備考 夏季休暇(特別休暇)の取扱いについて</p> <p>1 夏季休暇は、<u>6月から10月</u>の間ににおいて、1週間の勤務日数が5日以上の臨時職員等(短期間臨時職員を除く。)に年次休暇とは別に特別休暇として与える。</p> <p>2 <u>6月1日から10月31日</u>まで連続任用されない者については、任用される月1月につき1日を _____ 与える。ただし、月の中途で任用又は退職する者については、その月における夏季休暇は付与しない。 また、前月に取得しなかった休暇については、翌月以降に繰り越せるものとする。ただし、当該任用されない期間を越えて 繰り越すことはできないものとする。</p> <p>3 <u>6月1日から10月31日</u>まで連続任用される者については、当該期間内で<u>5日を与える</u>。</p>